令和６年３月１４日

厚生委員会資料

こども家庭部

目　　次

【報告事項】

１　令和６年度富山市少子化対策推進戦略について　・・・・・・・・・・　１ 頁

２　第７期富山市障害福祉計画・第３期富山市障害児福祉計画の策定について
・・・・・・・・・・　３ 頁

１　令和６年度 富山市少子化対策推進戦略について

［こども支援課］

（１）目標

本市は、総合計画における都市像「人・まち・自然が調和する活力都市とやま」を未来へ引き継ぐため、現在の少子化トレンドを反転するための少子化対策を推進する戦略を作成し、市民が「富山市で子育てをしたい」「いつまでも住み続けたい」と感じる魅力ある、選ばれる都市**「子育て日本一とやま」**の実現を目指す。

（２）本市の少子化対策施策の展開イメージ図

富山市まち・ひと・しごと総合戦略等に掲げる取り組みから、特に、若者や子育て世代の暮らしや活動を応援する取り組みも少子化対策と位置づけ、こども・子育て支援と併せて推進し、**「子育て日本一とやま」**の実現を図る。

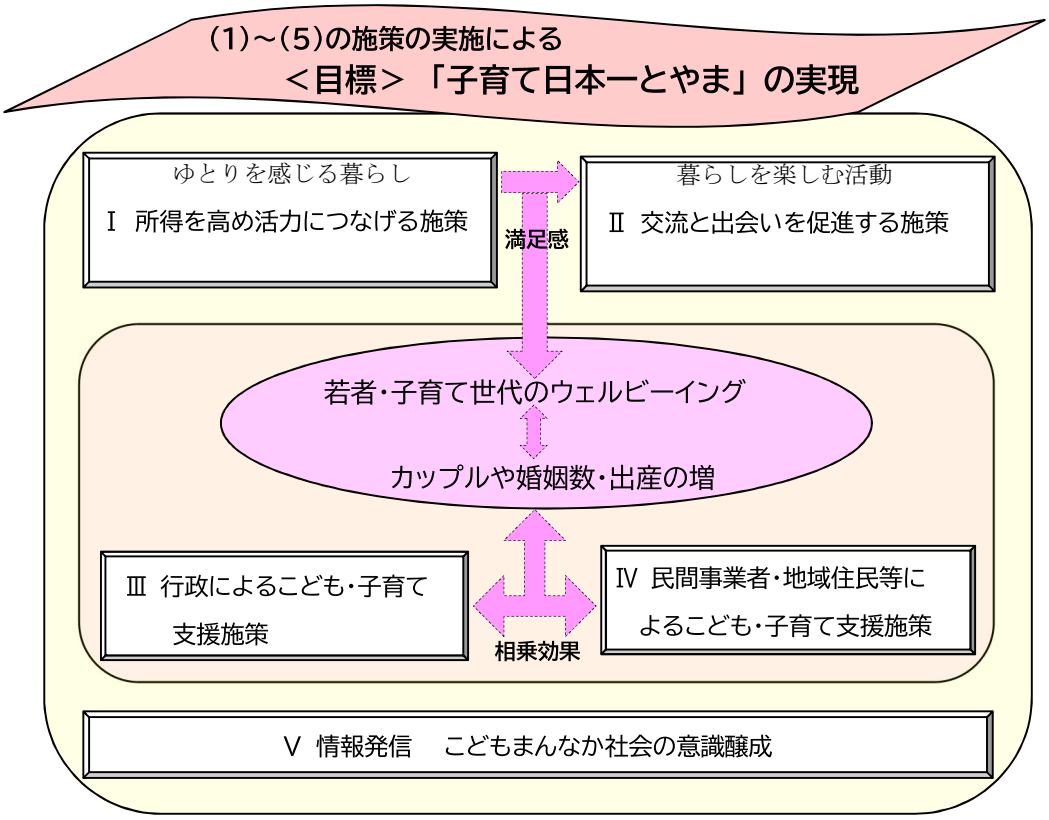

本市の少子化対策として、行政や民間事業者、地域住民等が連携を取りながら、「所得を高め活力につなげる施策」や「交流と出会いを促進する施策」を実行することにより、若者・子育て世代が、ゆとりを感じながら暮らしを楽しむ活動を増やし、心も身体も社会的にも満たされる「ウェルビーイング」の実現につなげる。

また、行政や民間事業者、地域住民等が、それぞれの立場で「こども・子育て支援施策」を実施し、広く情報発信することで、**「こどもまんなか社会」**の意識醸成を図る。

こうした施策の展開により、市民がライフプランにおいて、「結婚」や「出産・子育て」という人生の一大イベントを「楽しさと希望に満たされたもの」とイメージできるような**「子育て日本一とやま」**を実現する。

（３）令和６年度に推進する施策

国の「こども未来戦略」では、若年人口が急激に減少する 2030 年代に入るまでのこれからの６～７年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスとし、今後３年間を集中的な取り組み期間としている。

本市においても、少子化対策は最重要課題とし、組織一体となって推進する。

Ⅰ 所得を高め活力につなげる施策

市民や企業の経済的な負担を軽減する事業を増やし、若者や子育て世代の生活を豊かにし、活力につながるような事業を展開する。

① 経済的負担を軽減　　など

Ⅱ 交流と出会いを促進する施策

若者や子育て世代に郷土の魅力を感じてもらうような観光イベントを実施する。また、若者と子どもに夢と希望を与えるよう支援する。

① 若者や子育て世代の交流を生み出す観光イベントの開催
② 若者と子どもに夢と希望を与える　　など

Ⅲ 行政によるこども・子育て支援施策

全ての子育て世帯にきめ細かで切れ目のない支援を行うとともに、それぞれの子どもの事情に配慮した支援を行う。

① 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援
② 困難な状況にいる子育て世帯への手厚い支援（市長公約）　など

Ⅳ 民間事業者・地域住民等によるこども・子育て支援施策

「こどもまんなか」なアクションを積極的に行うことにより、こども・子育て世帯を社会全体で支える。

市は、民間事業者や地域住民等の取り組みをバックアップする。

① 企業での働きやすい環境づくり支援
② 子育て世帯の外出支援
③ 地域ふれあい活動支援　　など

Ⅴ 情報発信（こどもまんなか社会の意識醸成）

こどもまんなか社会の実現に向けて、社会全体で子育てを支える意識醸成を行う。また、市民・企業・団体に「こどもまんなか」な取り組みが広がるよう普及啓発を行う。

① 「こどもまんなか」ＰＲによる意識醸成
② 男性の育児・家事参画　　など

２　「第７期 富山市障害福祉計画
第３期 富山市障害児福祉計画」の策定について

Ⅰ 総　論

１　障害福祉計画と障害児福祉計画

これらの計画は、富山市の障害者施策全般の基本的事項を定めた「第４次富山市障害者計画」（令和３年度～令和８年度）の福祉サービス分野における後期実施計画としての性格を有しており、国（厚生労働省・こども家庭庁）の「基本指針」（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）に基づき、３年ごとに、障害福祉サービス等と障害児通所支援等の成果目標や見込量等を示すものです。

計画の期間は、令和６年度から令和８年度までの３年間です。

項目	根拠規定	計画の性格	R３	R４	R５	R６	R７	R８
障害者計画	障害者基本法 第11条	国の障害者基本計画および都道府県障害者計画を基本としつつ、本市の障害者の状況等を踏まえた障害者の施策に関する基本的な計画（基本計画・方向性）	第4次 富山市障害者計画					
障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条	国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関して定める計画（実施計画・数値目標）	第6期富山市障害福祉計画			第7期富山市障害福祉計画		
障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	国の定める基本指針に即して、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関して定める計画（実施計画・数値目標）	第2期富山市障害児福祉計画			第3期富山市障害児福祉計画		

２　基 本 理 念

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える地域共生社会の実現をめざして

３　基 本 方 針

（１）障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
（２）障害の種別によらないサービス等の提供
（３）個々の課題に対応したサービス提供体制や生活の場の整備
（４）障害のある人の就労などの社会参加を支える取り組み
（５）障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

Ⅱ 本市の現状

項目（単位：人）	平成３０年	令和５年
（１）障害者手帳所持者数の推移		（各年３月３１日現在）
身体障害者手帳	19,306	17,437
療育手帳	2,957	3,295
精神障害者保健福祉手帳	2,716	3,825
（２）障害福祉サービス支給決定者の推移		（各年３月３１日現在）
障害福祉サービス支給決定者	2,928	3,333
障害児通所支援支給決定者	816	1,426

Ⅲ　第７期富山市障害福祉計画

１　成 果 目 標

（１）施設入所者の地域生活への移行

区　分	数　値	備　考
【基準】令和４年度末の施設入所者数	436 人	
地域生活移行者数	**４人**	令和４年度末の全施設入所者数のうち、令和８年度末までにグループホーム等へ移行する人数
施設入所者減少数	**１人**	令和４年度末の全施設入所者数から令和８年度末までに減少する人数

※　地域生活への移行とは、入所施設からグループホームや一般住宅等に生活の場を移すことをいいます。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような地域づくりを進めるための保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を年１回開催します。

（３）地域生活支援の充実

- 地域生活支援拠点等の有する機能を確保しつつ、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めるとともに、富山市障害者自立支援協議会において、年１回、その運用状況を検証、検討します。
- 強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、富山市障害者自立支援協議会等を通じて、支援体制の整備に取り組みます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

区　分	数　値	備　考
【基準】 令和３年度の年間一般就労移行者数	59 人	就労移行支援事業から 28 人 就労継続支援Ａ型事業から 21 人 就労継続支援Ｂ型事業から７人
目標年度の年間一般就労移行者数	**76 人 （基準の 1.28 倍）**	令和８年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
うち就労移行支援事業利用者分	**37 人 （基準の 1.31 倍）**	令和８年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数
うち就労継続支援Ａ型事業利用者分	**27 人 （基準の 1.29 倍）**	令和８年度に就労継続支援Ａ型事業所を退所して一般就労する人数
うち就労継続支援Ｂ型事業利用者分	**９人 （基準の 1.29 倍）**	令和８年度に継続支援Ｂ型事業所を退所して一般就労する人数

- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が５割以上の就労移行支援事業所を全体の「５割以上」とします。
- 就労定着支援事業の利用者数を令和３年度（29 人）の 1.41 倍の「41 人」とします。
- 就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所を全体の「２割５分以上」とします。

（５）相談支援体制の充実・強化等

- 基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の強化に向けた体制の確保を図ります。
- 富山市障害者自立支援協議会等を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制の確保に努めます。

（6）障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

・ 障害福祉サービス事業者等への集団指導等を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などを行うことにより、サービスの質の向上を図ります。

2　障害福祉サービスの見込量

（1）訪問系サービス　*利用者数（人／月）

サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	居宅で介護や家事等の援助を行う	360	373	387
重度訪問介護	重度の障害のある人の在宅・入院時に長時間にわたる介護や移動中の介護を総合的に行う	21	22	23
同行援護	視覚障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供や介護等の援助を行う	37	37	37
行動援護	行動上著しい困難を有する人の外出時の介護や危険を回避するための必要な援護等を行う	31	34	37

（2）日中活動系サービス　*利用者数（人／月）

サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	施設で介護や創作的活動等を行う	925	929	934
自立訓練（機能訓練）	身体機能の維持、回復等を行う	8	8	8
自立訓練（生活訓練）	生活能力の維持、向上等を行う	41	42	42
就労選択支援	適性等に合った就労先や働き方等の選択の支援を行う【令和7年度から開始予定】	―	16	18
就労移行支援	一般就労に必要な知識・能力向上の訓練等を行う	81	85	89
就労継続支援（A型）	雇用契約等に基づく就労機会等の提供により知識・能力向上の訓練等を行う	584	589	594
就労継続支援（B型）	就労機会等の提供により知識・能力向上の訓練等を行う	1,050	1,106	1,166
就労定着支援	一般就労後の必要な連絡調整、助言等を行う	36	38	41
療養介護	医療機関併設の施設で看護や機能訓練等を行う	95	96	96
短期入所	施設へ短期間入所し、介護等を受ける（ショートステイ）	99	109	120

（3）居住系サービス　*利用者数（人／月）

サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	地域移行を支援するため定期的な巡回訪問や随時の対応などにより必要な援助を行う	6	6	6
共同生活援助	共同生活を営む住居（グループホーム）で介護や相談等の援助を行う	429	449	469
施設入所支援	施設に入所して介護等の援助を受ける	436	436	435

（4）相談支援　*利用者数（人／月）

サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援	サービス等利用計画の作成や見直しのための相談支援	850	875	902
地域移行支援	地域生活に移行するための相談支援	2	2	2
地域定着支援	常時の連絡体制や緊急時の相談支援	51	53	55

３　地域生活支援事業の見込量

（1）必須事業

サービス			令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業			障害のある人への理解につながる研修・啓発などを通じて、地域住民への働きかけを強化します。		
自発的活動支援事業			障害のある人やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより、障害のある人等が自立した生活をおくることができる社会の実現を図ります。		
相談支援事業			障害者相談支援事業と基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業に取り組みます。		
成年後見制度利用支援事業 （上段：市長申立　下段：費用助成）		利用者数（人／年）	8	9	10
			34	38	42
成年後見制度法人後見支援事業			後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、後見活動を支援します。		
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	派遣回数（人／月）	33	34	35
	要約筆記者派遣	派遣回数（人／月）	3	4	5
	手話通訳者設置	設置カ所（カ所）	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	入門講座	修了者数（人／年）	40	40	40
	基礎講座	修了者数（人／年）	20	20	20
日常生活用具給付等事業		利用者数（件／月）	815	815	815
移動支援事業		利用者数（人／月）	71	76	81
地域活動支援センター機能強化事業		利用者数（人／年）	420	420	420

（2）任意事業

サービス			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業		利用者数（人／月）	4	4	4
日中一時支援事業		利用者数（人／月）	176	187	197
生活訓練等支援事業			日常生活上必要な訓練や指導等を行うため、知的障害者福祉事業、精神障害者支援事業等を実施します。		
社会参加支援事業	スポーツ教室等開催	開催回数（回／年）	650	650	650
	点字広報等発行	発行点数（点／年）	25	25	25
	奉仕員養成研修開催	開催回数（回／年）	20	20	20
	運転免許証取得助成	助成件数（人／年）	1	1	1
	自動車改造費助成	助成件数（人／年）	15	15	15

Ⅳ 第３期富山市障害児福祉計画

１ 成 果 目 標

（１）障害児通所支援の提供体制の整備等

- 富山市恵光学園と障害児通所支援事業所等との連携や保育所等訪問支援等を活用した支援体制の強化に努め、地域における共生社会を推進する体制の構築を図ります。
- 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所２カ所の確保を図ります。
- 主に重症心身障害のある児童を支援する放課後等デイサービス事業所５カ所の確保を図ります。
- 富山市障害者自立支援協議会における、保健・医療、障害福祉、保育、教育等の関係者によるこども発達支援ワーキングにおいて、医療的ケアを必要とする児童の支援について協議するとともに、コーディネーター１人を配置します。

２ 障害児通所支援等の見込量

（１）障害児通所支援　*利用児数（人／月）

区　分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援	未就学の児童に集団療育や個別療育を行う	470	512	558
放課後等デイサービス	就学している児童の放課後や夏休み等の学校の休業日に生活能力向上の訓練等を行う	1,021	1,102	1,190
保育所等訪問支援	訪問支援員が児童の通う保育所等を訪問し、専門的な助言等を行う	20	25	30
居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な児童の居宅を訪問して個別療育を行う	1	1	1

（２）障害児相談支援等　*利用児数（人／月）

区　分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害児相談支援	サービスの利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等を行う相談支援	484	518	554
医療的ケア児支援コーディネーター	医療的ケアを必要とする児童への支援の総合調整を行うコーディネーターを配置 *見込量は配置人数	1	1	1

Ⅴ 計画の推進に向けて

１ 推進体制

第７期富山市障害福祉計画・第３期富山市障害児福祉計画の推進にあたっては、富山市障害者自立支援協議会において、障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供状況について協議するとともに、障害者団体・事業者・関係機関及び庁内の関係部署などと緊密に連携し、障害のある人の支援やその体制整備を図ります。

２ 進捗管理

第７期富山市障害福祉計画・第３期富山市障害児福祉計画に示す成果目標については、毎年、進捗を把握し、分析・評価を行い、その結果を富山市障害者自立支援協議会に報告します。

なお、障害福祉サービス等と障害児通所支援等の見込量については、適宜、進捗の把握に努めます。

また、成果目標の分析・評価の結果や富山市障害者自立支援協議会における協議、国の障害者施策の動向などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。